

桜の苑の指定管理者を選定するための評価基準

評定項目	配点 (満点)
1 事業計画書による施設の運営が、施設の使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。 (50点)	
(1) 関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、法令順守の取組が見込まれるか。	10
(2) 施設の公平性、非営利性を確保するための取組が見込まれるか。	20
(3) 情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。	20
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (50点)	
(1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	10
(2) 施設の現状を正しく認識し、施設の維持管理に関し適切な考え方があるか。	10
(3) 使用者の心情に配慮したきめ細やかなサービスの提供が見込まれるか。	10
(4) 使用者の要望を把握し、その要望に対するサービス向上が見込まれるか。	5
(5) 残骨灰の処理に対する考え方は適切か。	5
(6) 環境に配慮した取り組みが見込まれるか。	5
(7) 自主事業計画書の内容は適切か。	5
3 事業計画書の内容が、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。 (50点)	
(1) 管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	15
(2) 人件費の設定は適切か。	10
(3) その他の管理経費の設定に無理はないか。	10
(4) 指定管理料の金額の設定は妥当か。	15
4 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有すること。 (50点)	
(1) 法人等の経営状況に問題はないか。	10
(2) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画）は十分なものか。	10
(3) 緊急時、災害時の対応策や施設の使用者又は利用者の安全が十分に考えられているか。	20
(4) 同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待することができるか。	10
5 圏域内企業の優先活用及び地域住民の優先雇用が見込まれるものであること。 (70点)	
(1) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は、圏域内企業の優先活用が見込まれるか。	25
(2) 現在の職員のうち希望する職員が雇用される見込みがあるか。	25
(3) 圏域内住民の雇用が見込まれるか。	20
合 計 点	270

※ 各項目は5段階で採点することとし、段階ごとの点数は以下のとおりとする。

25点配点：3点、5点、12点、18点、25点 20点配点：2点、4点、10点、14点、20点

15点配点：1点、3点、7点、10点、15点 10点配点：1点、2点、5点、7点、10点

5点配点：1点、2点、3点、4点、5点